

滋賀県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県社会福祉審議会条例(平成12年県条例第42号)第10条の規定に基づき、法令等に定めるもののほか、滋賀県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(専門分科会)

第2条 審議会に、次の表の左欄に掲げる事項を調査・審議するため、同表の右欄に掲げる専門分科会を設けるものとする。

所 管 事 項	専 門 分 科 会 名
滋賀県知事の諮問事項である「滋賀県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向はいかにあるべきか」についての調査、審議	総合企画専門分科会

(審査部会)

第3条 身体障害者福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会を設けるものとする。

所 管 事 項	審 査 部 会 名
身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第 5条に規定する障害程度の認定および身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する医師の指定または同法施行令第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項	障害程度等審査部会

- 2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会(検証部会を含む。)を設けるものとする。

所 管 事 項	審 査 部 会 名
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第9項に規定する推薦および勧告に関する事項 2 滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)第16条第1項に規定する図書等、興行およびがん具等の推奨および制限に関する事項	図書等審査部会
児童福祉法施行令(昭和23年政令第47号)第29条に規定する里親の認定に関する事項	里親審査部会
児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項	児童措置審査部会
1 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する検証に関する事項 2 児童福祉法第33条の15第2項に規定する知事に対する意見に関する事項 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の6第2項に規定する知事に対する意見に関する事項	児童虐待事例検証部会
児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置認可に関する事項	保育所審査部会

- 3 前項に規定する審査部会に属する委員は、当該専門分科会に属する委員(臨時委員を含む。以下同じ。)のうちから、審議会の委員長が指名する。
- 4 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 審査部会長は、その審査部会の事務を掌握する。

(会議)

第4条 専門分科会または審査部会(以下「専門分科会等」という。)は、分科会長または審査部会長が招集する。

- 2 専門分科会等は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
ただし、専門分科会長または部会長が必要と認めたときは書面により審議を行うことができる。
- 3 専門分科会等の議事は、出席した委員（前項ただし書の場合にあっては、書面による審議に参画した委員）の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長または部会長の決するところによる。

（会議の特例）

第5条 専門分科会等（総合企画専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（幹事、書記）

第6条 審議会に幹事および書記を置く。

- 2 幹事および書記は、別表中欄に掲げる職にある者を知事が任命し、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課において処理する。

（その他）

第8条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則（昭和62年8月31日決定）

- 1 この規程は、昭和62年8月31日から施行する。
- 2 滋賀県地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会の運営に関する規程（昭和61年7月24日決定）および滋賀県地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の運営に関する規程（昭和61年10月28日決定）は、廃止する。

付則（昭和63年11月30日決定）

この規程は、昭和63年11月30日から施行する。

付則（平成10年10月9日決定）

この規程は、平成10年10月9日から施行する。

付則（平成12年4月1日決定）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

付則(平成15年4月1日決定)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付則(平成17年4月1日決定)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付則(平成17年8月19日決定)

この規程は、平成17年8月19日から施行する。

付則(平成19年4月1日決定)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付則(平成19年11月9日決定)

この規程は、平成19年11月9日から施行する。

付則(平成21年4月1日決定)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付則(平成24年4月1日決定)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付則(平成25年10月18日決定)

この規程は、平成25年10月18日から施行する。

付則(平成26年4月1日決定)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付則(平成26年9月9日決定)

この規程は、平成26年9月9日から施行する。

付則(平成28年4月1日決定)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則(平成29年4月1日決定)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付則(平成29年5月19日決定)

この規程は、平成29年5月19日から施行する。

付則(平成29年5月25日決定)

この規程は、平成29年5月25日から施行する。

付則(平成30年5月25日決定)

この規程は、平成30年5月25日から施行する。

付則(令和2年2月13日決定)

この規程は、令和2年2月13日から施行する。

付則（令和2年8月3日決定）

この規程は、令和2年8月3日から施行する。

付則（令和5年6月9日決定）

この規定は、令和5年6月9日から施行する。

付則（令和6年4月1日決定）

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

付則（令和7年10月1日決定）

この規定は、令和7年10月1日から施行する。

別 表(第6条関係)

職 名	任 命 職 名	分 掌 事 務
幹 事	健康医療福祉部健康福祉政策課長、医療政策課長、医療福祉推進課長、障害福祉課長、子ども若者部子育て支援課長、子ども家庭支援課長、教育委員会事務局高校教育課長、幼小中教育課長、警察本部生活安全部少年課長の職にある者	審議会の運営について委員を補佐する。
書 記	幹事の指定する者	幹事の命を受け、当該課の所掌事務で審議会に関する事務に従事する。